

中等度難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に対して、言語の習得、教育などにおける健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。

▽対象 次の①～④のすべてに該当する18歳未満の児童

- ①市内に住所を有する方
- ②両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、かつ、身体障害者手帳の交付対象となる聴力ではない方
- ③補聴器を装用することにより、言語の習得など一定の効果が見込めると医師が判断する方
- ④他の自治体において同様の事業による助成を受けていない方

助成対象となる補聴器

補聴器の種類	基準価格に含まれるもの
高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型 重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型	補聴器本体(電池を含む)、イヤモールド
耳あな型 (レディメイド)	補聴器本体(電池を含む)
耳あな型 (オーダーメイド)	補聴器本体(電池を含む)、骨導レシーバー、ヘッドバンド
骨導式ポケット型	補聴器本体(電池を含む)、平面レンズ
骨導式眼鏡型	補聴器本体(電池を含む)、平面レンズ

武蔵引田駅北口土地区画整理事業の事業計画を決定しました



3月1日付けの東京都事業認可を受けて、市では3月7日に本事業の事業計画を決定し公告しました。

- ▽事業計画の縦覧
 - 縦覧場所：区画整理推進室
 - 縦覧時間：平日の午前8時30分～午後5時15分
 - 縦覧期間：事業完了まで
- ▽実測確認申請 土地区画整理事業では、事業計画決定の公告の日(3月7日)に土地登記簿に登記されている土地の面積を基準とします。実際の面積と登記簿に記載されている面積とに違いが生じている場合には、申請により面積を更正することができます。
- 申請期日：事業計画決定の公告の日から60日間
- 申請場所：区画整理推進室
- ▽建築行為などの制限 事業計画決定の公告後、事業地区内では建築行為が制限され、次のような建築行為などを行います。
 - 借地権などを有する
 - 所有権の移転がある
 - 権利者の住所、氏名変更がある

市の非常勤職員(保育士・調理員)の募集



- ▽職種 保育園保育士
- 勤務日：土曜日
- 勤務時間：午前9時15分～午後7時(実働7時間45分以内)
- 勤務内容：保育園での乳幼児の保育
- 賃金：時給1250円(土曜日)
- 募集人員：1人
- ▽職種 保育園調理員
- 勤務日：月曜日～土曜日(週5日)
- 相続登記されていない
- ▽問合せ 区画整理推進室(直通558・1198)

平成28年度木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を助成します

- 市では、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、既存の木造住宅の安全性を高める目的で、耐震診断や耐震改修を行う方に対し費用の一部を助成します。
- ▽耐震診断費用の助成
 - 対象：昭和56年5月末以前に建築した木造2階建て以下の住宅で、自らが所有し、かつ居住している家屋
 - 助成金額：耐震診断費用(消費税を除く)の2分の1以内



- 対象棟数：10棟
- 診断機関：東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習終了者で市内に事務所等を有しているもの
- ▽耐震改修費用の助成
 - 対象：あきる野市耐震診断助成制度に基づき耐震診断を受けた

東秋留駅南口に第2自転車駐輪場がオープンしました



- ▽収容台数
 - 自転車：440台程度
 - 原付バイク(排気量50cc以下)：36台程度
- ▽利用時間 24時間
- ▽利用料金 無料
- ▽注意事項
 - 既設の駐輪場も引き続き利用できます。
 - 駐輪場内での盗難、損傷、事故などによる損害について、市は一切の責任を負いません。

チャイムの時刻の変更



4月1日から、防災行政無線のチャイム放送時刻を午後5時30分に変更します。

- 「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅で、耐震改修を実施することにより倒壊しないことが判断できる住宅
- 助成金額：耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1に相当する額(30万円を限度)
- 対象棟数：3棟
- 施工業者：市内に事業所があり、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を修了したものである
- ▽申込み期間・方法 4月30日(土)までに、申込書に必要事項を記入し、添付書類と共に送付するか、平日の午前8時30分から午後5時までに直接お持ちください。
- ※送付する場合は期間内に必着
- ▽申込みの承認 申込書の内容を審査し、承認決定通知を送付します(申込みが対象棟数を超過した場合は抽選となります)。承認された方は助成金交付申請書を提出していただきます。
- ▽その他 詳しくは、市ホームページが都市計画課で配布するチラシをご覧ください。
- ※この制度を利用する場合は、事前ににご相談ください。耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対してそれぞれ1回に限り、助成します。
- ▽紛らわしい業者にご注意ください 市では、この事業について特定の業者への委託は行っていません。また、国や都において特定の業者に委託した耐震診断、耐震改修事業は行っていません。紛らわしい業者にご注意ください。
- ▽申込み・問合せ 都市計画課 指導係(〒197-0814 二宮350)